

**大規模災害発生時における九州ブロック
災害廃棄物対策行動計画(仮称)
【構成案(H28.8)】**

平成 29 年●月

大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会

<目 次>

第1章	はじめに	1
第2章	九州ブロック協議会の構成と基本的な役割	1
第3章	行動計画の位置づけ	2
第4章	地域の特性を踏まえた被害の想定	4
第1節	九州各県における地震・津波による災害廃棄物発生量	4
第2節	既存施設の処理可能量	4
第3節	対象とする災害シナリオ	4
第4節	災害廃棄物の種類	4
第5節	有害物質等に汚染された災害廃棄物の発生可能性	4
第5章	災害廃棄物の処理に向けた連携体制の構築	5
第1節	九州ブロックにおける災害廃棄物処理の基本方針	5
第2節	災害廃棄物処理の基本的な流れ	5
第3節	九州ブロックにおけるネットワークの構築	5
第4節	体制の構築	5
第5節	情報共有	5
第6節	災害廃棄物の運搬ルート・運搬手段等の確保方針	5
第7節	目標期間の設定	6
第8節	他の地域ブロックとの連携	6
第9節	広域連携に当たっての課題	6
第10節	災害廃棄物処理に関するタイムライン	6
第6章	合同訓練、セミナー等の実施	6
第1節	合同訓練、セミナー等の必要性について	6
第2節	合同訓練等のフィードバック	6
第3節	実施事例	6
第7章	九州ブロック内の関係者の対応状況の共有等	6
第1節	災害廃棄物処理計画の策定状況について	6
第2節	災害廃棄物発生量の推計状況について	6
第3節	し尿収集量の推計状況について	6
第4節	仮置場の候補地検討状況について	6
第5節	災害発生時に支援を行った経験について	7
第6節	災害発生時に支援を受けた経験について	7
第7節	災害に備えた車両等の確保状況について	7
第8節	自治体間及び自治体と民間事業者との連携・協力体制の構築状況について	7
第9節	災害廃棄物処理対策に係る研修・訓練等の実施状況について	7

第1章 はじめに

九州ブロック（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の範囲をいう。）において大規模災害が発生した場合には、ブロック内関係者が共通認識のもと、それぞれの役割分担を明確にし、足並みをそろえた行動を取る必要がある。

災害廃棄物対策に係る課題には、個々の地方自治体で取り組むべき課題と、九州ブロック全体全体で相互に連携して取り組むべき課題がある。後者の課題の解決を図るため、個々の地方自治体で取り組むべき課題を踏まえた上で、その共通のアクションプランとして、九州地方環境事務所が中心となって設置された「大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会（以下、「九州ブロック協議会」という。）」等において大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動計画（以下、「行動計画」という。）を策定する。

第2章 九州ブロック協議会の構成と基本的な役割

九州ブロック協議会は、大規模災害時に、関係者それぞれの役割・責務が適切に果たされるよう、県の枠を越えた実効的な災害廃棄物処理の枠組みとして、国（環境省九州地方環境事務所）が中心となり、県、市町村等、廃棄物処理業界のほか各種業界の民間事業者、学識経験者等の専門家で構成される。

平時においては、九州ブロックとしての大規模災害に備えた行動計画（本計画）の策定及び更新や、関係者のスキル向上や関係者間の連携強化を目的とした協議、セミナー、合同訓練の実施等を行うものとする。

大規模災害の発災後においては、行動計画を踏まえた広域的な連携を実施し、各関係者がそれぞれの役割を適切に果たすものとする。

九州ブロック協議会が求められる役割は、以下のとおりである。

- ① 国（九州地方環境事務所）が中心となり、国、県、市町村等の連携・協力体制の構築に加え、廃棄物処理業界のほか各種業界の民間事業者との連携・協力体制を構築する。
- ② 全国規模の団体の九州支部や九州ブロック内の廃棄物処理事業者、建設事業者、製造事業者等の民間事業者と円滑な災害廃棄物処理に向けて関係者間で協議する。
- ③ 九州ブロック協議会等において地域の状況に応じた地域における備えとして行動計画を策定する。
- ④ 関係者のスキル向上や関係者間の連携強化のため、D.Waste-Net等を活用したセミナーや合同訓練を実施する。
- ⑤ 発災後においては、九州地方環境事務所が県から災害の態様や影響等に関する情報を集約し、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理の実施に向けて、行動計画等を踏まえた広域的な連携を実施する。なお、発災後に情報を集約するための通信手段の確保方策や、九州ブロック協議会等の運営・協議方法についても検討しておく。
- ⑥ 行動計画策定後は、②に示したブロック協議会関係者間での協議を継続しながら、その時々々の災害発生状況や法制度の変更、蓄積された知見等を基に、最新の状況を踏まえた内容への更新を定期的に行っていく。

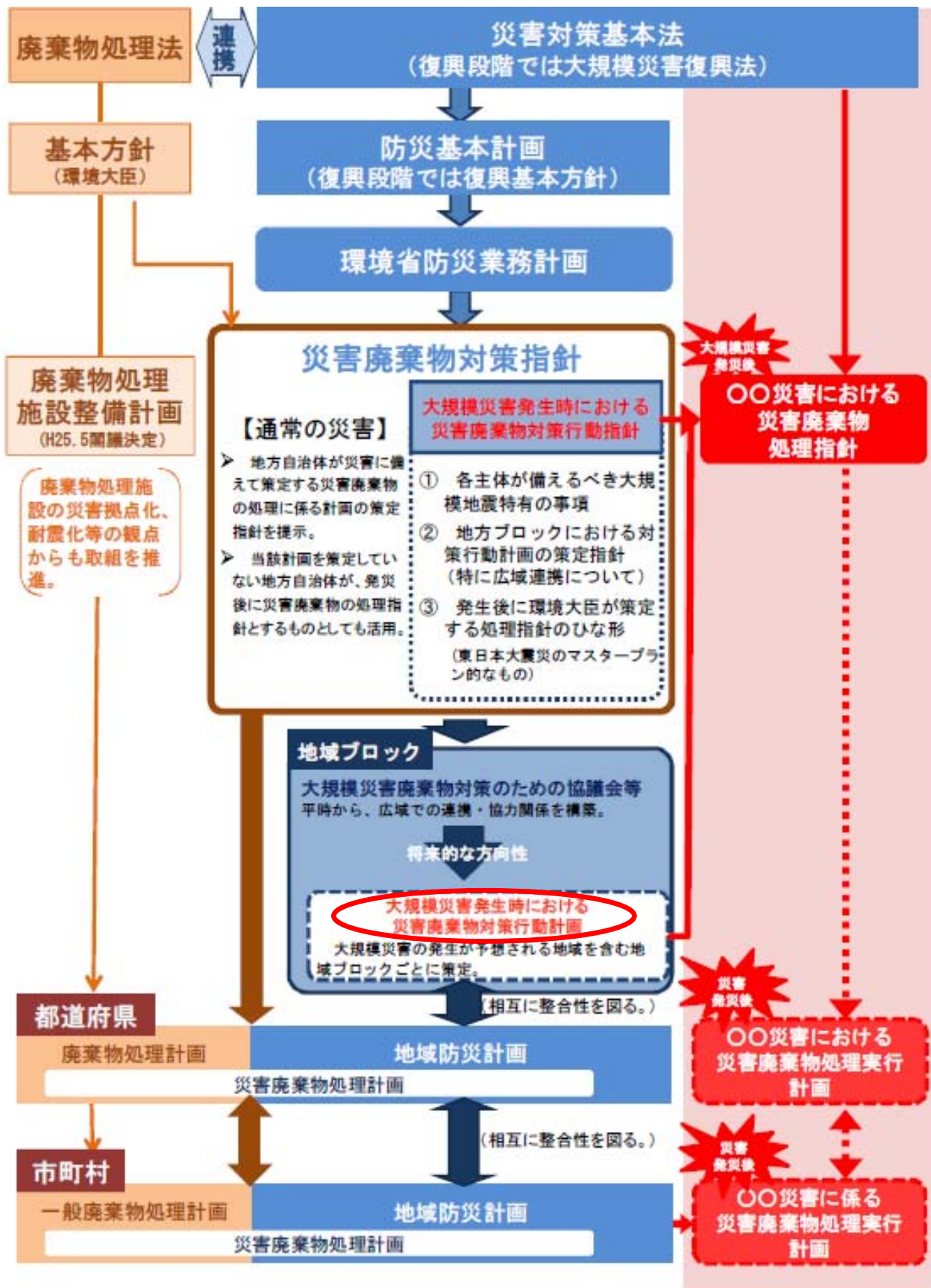
第3章 行動計画の位置づけ

行動計画は、九州地方環境事務所が中心となり、九州ブロック協議会等において、設定した災害に応じて、国、地方自治体、民間事業者等の九州ブロック内の関係者それぞれの役割分担を明確にした上で、処理体制の構築等の基本的な事項をまとめたものとして策定するものである。

また、行動計画に盛り込む事項は、環境省の「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針（平成27年11月）」に基づくものとし、県や市町村の災害廃棄物処理計画等との整合をとりつつ、九州ブロック内における県域を越える規模の広域連携の在り方等について記載するものとする。

災害時は、自らが被災したときにどう対応するのかという観点と、支援に回った場合にどのように支援をするのかという観点があることから、行動計画の中では、双方の観点からの内容を示すこととする。

本行動計画を含め、災害時の廃棄物対策に係る計画・指針等の関係は、図 3-1-1 に示すとおりである。



出典：大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針（環境省，平成27年11月）

図 3-1-1 災害時の廃棄物対策に係る計画・指針等関係図

第4章 地域の特性を踏まえた被害の想定

第1節 九州各県における地震・津波による災害廃棄物発生量

- ・平成27年度検討結果を示す

第2節 既存施設の処理可能量

- ・平成27年度検討結果を示す

第3節 対象とする災害シナリオ

- ・本計画は、第1節で試算された災害廃棄物（可燃物）推定発生量が、第2節で試算された災害廃棄物処理可能量を上回る（3年以内で県内処理が困難となる）ことが想定される災害発生時の適用を目安とするが、被害が複数県にまたがったり、迅速な処理を進めるために被災自治体が県外の支援を要請する場合においても、必要に応じて本計画に基づくブロック内連携を検討するという位置づけとする。

第4節 災害廃棄物の種類

- ・災害廃棄物対策指針、災害廃棄物処理パンフレット等に示す内容を基に、種類や代表的な処理方法について整理

第5節 有害物質等に汚染された災害廃棄物の発生可能性

- ・被災自治体で処理困難な有害廃棄物及びその処理方法を整理しておき、発災時に速やかな情報共有が図れるようにする
- ・PRTR等の情報を収集し、平時より有害物質の保管場所（事業所）の把握、整理に努める
- ・災害廃棄物対策指針、災害廃棄物分別・処理実務マニュアル等を基に、有害・危険性廃棄物の収集・処理における留意事項を整理

第5章 災害廃棄物の処理に向けた連携体制の構築

※ 「巨大災害により発生する災害廃棄物の処理に自治体はどう備えるか（東北地方環境事務所，H27.3）」や、九州ブロックアンケート結果、熊本地震における対応事例等を基に、広域連携に関する課題等があれば関係する節の中に適宜挿入する予定です。

第1節 九州ブロックにおける災害廃棄物処理の基本方針

- ・被災規模によって、下記の段階で連携範囲を拡大することを基本とする（段階4以降の被災規模が本計画での対象）

段階1：自区内の一般廃棄物処理施設で処理、減容化、再資源化

段階2：民間事業者の活用

段階3：県内での広域連携

段階4：近隣県、九州ブロック内との連携（九州ブロック内での広域連携）

段階5：他地域ブロックとの広域連携

第2節 災害廃棄物処理の基本的な流れ

- ・災害廃棄物対策指針等を基に整理（収集運搬、仮置場、中間処理、資源化、最終処分等）

第3節 九州ブロックにおけるネットワークの構築

- ・平時の連携体制構築（九州ブロック協議会を中心として）
- ・各関係者の役割
- ・平時の情報共有
- ・行動計画の見直し
- ・協定について

第4節 体制の構築

- ・被災市町村、被災県、支援自治体、九州地方環境事務所、環境省、D.Waste-Net、その他支援団体等との連絡体制の確立
- ・九州ブロックにおける支援体制の確立及び各関係者の役割

第5節 情報共有

- ・被災状況及び災害廃棄物発生量の把握と情報共有
- ・処理施設の稼働状況の把握と情報共有
- ・資機材等の確保状況の把握と情報共有
- ・仮置場の把握と情報共有
- ・情報の更新

第6節 災害廃棄物の運搬ルート・運搬手段等の確保方針

- ・九州道路啓開計画（九州地方整備局）等を参考に情報を整理

第7節 目標期間の設定

- ・被災規模や広域連携体制を踏まえた災害廃棄物処理全体としての目標期間の設定について
- ・災害廃棄物の特性（性状）や再生資材の需要等を踏まえた種類ごとの目標期間の設定について

第8節 他の地域ブロックとの連携

- ・全国知事会の応援協定、指定都市市長会行動計画等を参考に、他地域との連携の流れを整理

第9節 広域連携に当たっての課題

- ・実際に支援を行った、あるいは受けた経験から見えた課題等

第10節 災害廃棄物処理に関するタイムライン

- ・時間の経過と処理の進捗を軸に取り、災害廃棄物処理全体の流れを例示

第6章 合同訓練、セミナー等の実施

第1節 合同訓練、セミナー等の必要性について

第2節 合同訓練等のフィードバック

第3節 実施事例

第7章 九州ブロック内の関係者の対応状況の共有等

第1節 災害廃棄物処理計画の策定状況について

<九州ブロックアンケート調査事項>

- ・H28.7時点の策定状況
- ・（策定済みの場合）公表の有無
- ・（策定を検討している場合）今後の策定予定
- ・計画策定に当たっての課題

第2節 災害廃棄物発生量の推計状況について

<本省調査事項>

- ・推計の有無

第3節 し尿収集量の推計状況について

<本省調査事項>

- ・推計の有無

第4節 仮置場の候補地検討状況について

<本省調査事項>

- ・仮置場の検討の有無
- ・仮置場の検討に当たっての課題

第5節 災害発生時に支援を行った経験について

＜九州ブロックアンケート調査事項＞

- ・ 支援を行った経験（人的支援及び資機材の支援）の有無
- ・ （支援の経験有りの場合）支援の経緯、支援先、支援分野、得た課題や教訓等
- ・ （支援の経験無しの場合）支援を行っていない理由、今後の支援についての考え方

第6節 災害発生時に支援を受けた経験について

＜九州ブロックアンケート調査事項＞

- ・ 支援を受けた経験（人的支援及び資機材の受援）の有無
- ・ （支援を受けた経験有りの場合）支援を受けた経緯、支援元、支援を受けた分野、助けになった支援内容、得た課題や教訓等

第7節 災害に備えた車両等の確保状況について

＜九州ブロックアンケート調査事項＞

- ・ 災害時に利用可能な車両・重機等の確保状況
- ・ 災害時に外部（他自治体、民間事業者等）から調達可能な車両・重機等の有無
- ・ 災害に備えた仮設トイレ等の確保状況
- ・ 被災した他自治体向けに支援できる車両、重機、仮設トイレ等の有無
- ・ 災害時の仮設トイレの設置情報に関する他部局との情報共有体制の有無

第8節 自治体間及び自治体と民間事業者との連携・協力体制の構築状況について

＜九州ブロックアンケート調査事項＞

- ・ 災害時の収集運搬車の優先的な燃料供給に関する協力体制の有無
- ・ 関係団体（他自治体、一廃及び産廃の団体・事業者、セメント会社等）との協力体制の有無
- ・ 広域連携に当たっての課題

第9節 災害廃棄物処理対策に係る研修・訓練等の実施状況について

＜九州ブロックアンケート調査事項＞

- ・ 災害廃棄物処理対応に関する研修・訓練の実施経験の有無（過去5年以内）
- ・ （実施経験有りの場合）実施手法
- ・ （実施経験無しの場合）実施できていない理由
- ・ 災害廃棄物処理に携わる人材育成に必要な手法等